

まつえ水素活用勉強会規約

(名称)

第1条 本会は、「まつえ水素活用勉強会」(以下「勉強会」という。)と称する。

(目的および事業内容)

第2条 カーボンニュートラルの「キーテクノロジー」として期待される水素について、その利活用や松江市および近隣圏域におけるサプライチェーンの構築にかかる意見交換、最新動向等に関する情報共有に資するセミナーの開催などに取り組むことにより、本市における水素事業モデルの検討や情報発信を行う「まつえ水素活用協議会(仮称)」の設置につなげることを目的とする。

(構成)

第3条 勉強会の会員は設立趣意に賛同し、参加申込を行った会長の認める者とする。

(組織)

第4条 勉強会には会長を置く。

- 2 会長は、松江市長をもって充てる。
- 3 会長は、勉強会を代表し、会務を総括する。
- 4 会員に事故があるとき、勉強会の運営上必要であるときは、会長が変更できるものとする。

(事務局)

第5条 勉強会の事務局は、松江市環境エネルギー部に置く。

(秘密保持)

- 第6条 会員は、相互の交流を通じて知り得た情報、秘密等を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に関係者の同意を得た場合はこの限りでない。
- 2 退会後も、上記の情報、秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。

(規約の制定改廃)

第7条 この規約の制定改廃は会長が行い、改廃した場合は会員に通知する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、勉強会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和5年10月27日から施行する。